

千葉県花見川区選挙管理委員会告示第21号

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和28年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。

令和3年3月7日

千葉県花見川区選挙管理委員会委員長 市原 弘

場 所	繰り下げる時間	開く時刻
花島コミュニティセンター 2階多目的室	3 0 分	午 前 9 時